

浄化槽使用休止届出書

年 月 日

殿

住所
届出者

氏名 印

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）
電話番号 （ ）

浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたので、浄化槽法第 11 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	
2 処理の対象	① し尿のみ ②し尿及び雑排水
3 清掃の年月日	年 月 日
4 休止の予定年月日	年 月 日
5 休止の理由	
6 再開の予定年月日	年 月 日
7 消毒剤の撤去	撤去の実施年月日 年 月 日
	撤去を実施した者の氏名又は名称
* 事務処理欄	
(注意)	
1 * 欄には、記載しないこと。	
2 欄は、該当する事項を○で囲むこと	
3 4 欄は、電気の供給を停止する予定の年月日、給水を停止する予定の年月日等を記載すること。	

- 備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

浄化槽の使用を休止・再開する場合の手続きについて

●浄化槽の使用の休止

別荘や空き家、家屋の売却等、長期間浄化槽の使用が見込まれない場合、休止の手続きを行うことで、使用休止期間内の法定検査(11条検査)・保守点検・清掃が免除されます。

<休止の手続きの流れ>

1 清掃の実施

休止前には、浄化槽の清掃を行う必要があります。通常の清掃とは内容が異なりますので、あらかじめ浄化槽清掃業者へご相談ください。

2 届出の提出

浄化槽法に基づく「浄化槽使用休止届出書」に「清掃の記録」を添付し、厚生センター(または、富山市保健所、高岡市役所)まで提出してください。

<注意>

間欠的に利用がある、休止期間が一年未満である等、休止手続きが推奨されない場合があります。休止手続きが必要かどうか不明な場合は、あらかじめ管轄の厚生センター(または、富山市保健所、高岡市役所)へご相談ください。

●浄化槽の使用の再開

上記手続きにより使用を休止していた浄化槽について、使用を再開する場合は、浄化槽法に基づく「浄化槽使用再開届出書」の提出が必要です。

使用を再開した日から 30 日以内に、厚生センター(または、富山市保健所、高岡市役所)まで提出してください。

なお、浄化槽の機能維持のため、使用の再開にあたっては、必要な保守点検を行ってください。

○ 問い合わせ先

- | | |
|--|--|
| ・富山県環境政策課 076-444-9618 | ・新川厚生センター魚津支所 0765-24-0357
(区域：魚津市) |
| ・新川厚生センター 0765-52-1225
(区域：黒部市、入善町、朝日町) | ・高岡厚生センター射水支所 0766-56-2666
(区域：射水市) |
| ・中部厚生センター 076-472-1234
(区域：滑川市、上市町、立山町、舟橋村) | ・高岡厚生センター氷見支所 0766-74-1780
(区域：氷見市) |
| ・砺波厚生センター 0763-22-3511
(区域：砺波市、南砺市) | ・砺波厚生センター小矢部支所 0766-67-1070
(区域：小矢部市) |
| ・富山市保健所 076-428-1154
(区域：富山市) | ・高岡市地域安全課 0766-20-1352
(区域：高岡市) |

第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。

・適正な管理・届出がなされるよう、ユーザーへの周知・手続き代行にご協力ください。

- ・改正浄化槽法の施行に向けた対応方針の公表（R2.2.7）
- ・休止にあたっての清掃は通常の清掃とは異なる。
（浄化槽法施行規則第3条の清掃の技術上の基準に記載）
 - 汚泥等の引き出しは全量
 - 洗浄に使用した水の再利用の禁止
 - 水道水等を使用して張り水を行うこと
- ・再開に際して、使用開始直前の保守点検を実施することが望ましい。
- ・休止・再開の届出様式の規定
休止の届出には、清掃の記録を添付
- ・休止・再開手続きは浄化槽管理者が行うものであるが、休止前の清掃を行った清掃業者や消毒剤の撤去を行った保守点検業者が、浄化槽管理
理者の了解の上で代行することは可能

・基準について確認の上、適正に清掃してください。